

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年12月4日

分任支出負担行為担当官
関東地方整備局
首都国道事務所長 加藤 健治

1 調達内容

(1) 調達件名

H26首都国道自動車(2,000cc 4×4G 8人乗)2台交換購入

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結の翌日から60日間

(4) 納入場所

千葉県松戸市竹ヶ花86 首都国道事務所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、国が引き渡す物品と国が購入する物品の差額、課税対象となる輸送費等諸経費及び自動車リサイクル料金(資金管理料金)、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、自動車リサイクル料金(非課税分)の総価を落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、国が引き渡す物品と国が購入する物品の差額、輸送費等諸経費及び自動車リサイクル料金(資金管理料金)を加算した金額と当該金額の100分の8に相当する額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、自動車リサイクル料金(非課税分)を加算した総価を入札書に記載すること。引き渡す物品が既にリサイクル料金納付済みの場合、譲渡する日をもって、国は当該自動車の最終所有者ではなくなるため、預託済みのリサイクル料金等相当額を別途発行する納入告知書により、所定の期限までに納付すること。なお、納付する預託済みのリサイクル料金等相当額は入札書の総価に含まない。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

(6) 本調達は、納入しようとする自動車の「環境性能(燃費値)」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式である。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」のC又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

(3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(競争参加資格に関する公示に基づき(2)の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行っ

- た者を除く。)でないこと。
- (4) 証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
 - (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (6) 入札説明書の交付を直接受けた者であること。
 - (7) 平成10年4月1日以降自動車の納入実績が1台以上あること。
 - (8) 関東地方整備局管内に1箇所以上の自動車整備工場(自社もしくは協力工場)が確保されており、当該購入物品の確実なメンテナンスを可能とする体制にあること。
確実なメンテナンスを可能とする体制とは、当該車両等のメンテナンスの実績があり、点検整備及び一般修理の依頼を受けてから3日以内(土日祝祭日は含まず。)に作業に着手できる体制とする。
 - (9) 納入しようとする自動車が仕様書において定めた環境性能等に係る要求要件を満たしていること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒271-0072 千葉県松戸市竹ヶ花86
国土交通省 関東地方整備局 首都国道事務所経理課
TEL047-362-4112 内線220
- (2) 入札説明書の交付場所及び交付方法
 - ① 上記(1)の問い合わせ先で交付する。
 - ② 希望者には、郵送(着払い)による交付も行うので、上記(1)の問い合わせ先に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。
- (3) 証明書等の提出期限
平成26年12月15日 13時00分
- (4) 入札書の提出期限
平成27年1月16日 16時00分
- (5) 開札の日時及び場所
平成27年1月19日 10時00分
首都国道事務所 第一会議室

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除。
- (3) 入札者に要求される事項
この競争に参加を希望する者は、必要な証明書等を上記3(3)の提出期限までに、上記3(1)に示す場所に持参により提出しなければならない。
また、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する契約担当官等からの照会があった場合には説明しなければならない。
- (4) 落札対象
証明書等は、分任支出負担行為担当官において技術審査を行い、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ると判断した当該製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。
- (5) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書の作成の要否
要。
- (7) 落札者の決定方法
入札説明書による。
- (8) 手続きにおける交渉の有無
無。
- (9) 詳細は入札説明書による。